# 公益財団法人福武教育文化振興財団　定　款

## 第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人福武教育文化振興財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、教育文化活動に対する支援等に関する事業を行い、人材の育成と地域の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　教育文化活動支援事業

(2)　国際的人材育成事業

(3)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、岡山県において行うものとする。

## 第３章　資産及び会計

（財産の種別）

第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

２　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　別表に掲げる財産

(2)　基本財産として寄附された財産

(3)　理事会で基本財産とすることを決議した財産

３　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年度事業開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

**（事業報告及び決算）**

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

**（公益目的取得財産残額の算定）**

第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

## 第４章　評議員

**（評議員の定数）**

第１０条　この法人に評議員６名以上９名以内を置く。

**（評議員の選任及び解任）**

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)　各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

**（評議員の任期）**

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

**（評議員の報酬等）**

第１３条　評議員に対して、各年度の総額が１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

２　評議員に対して、その職務を執行するために要する費用を、評議員会において別に定める支給の基準に従って弁償することができる。

## 第５章　評議員会

**（構　成）**

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

**（権　限）**

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分又は除外の承認
(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**（開　催）**

第１６条　評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**（招　集）**

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員会を招集する者は、評議員会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、評議員会の日の７日前までに、評議員に対して、その通知を発しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、評議員会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

**（議　長）**

第１８条　評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のうちから互選により選出する。

**（決　議）**

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任
(2)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)　定款の変更
(4)　基本財産の処分又は除外の承認
(5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第２項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２３条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

**（決議の省略）**

第２０条　理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録に

より同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２１条　理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２２条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　評議員会の議長及び会議に出席した理事のうち１名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第６章　役　員

（役員の設置）

第２３条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　４名以上６名以内

(2)　監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長とする。

３　理事長及び副理事長以外の理事のうち、１名を常任理事とすることができる。

４　第２項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９１条第１項第１号の代表理事とし、前項の常任理事をもって同項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２４条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員等の制限）

第２５条　この法人の各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数が理事の総数の３分の１を超えてはならない。

２　この法人の監事について、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

３　この法人の評議員について、理事のいずれか１人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか１人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれてはならない。

４　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第３０条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を、評議員会において別に定める支給の基準に従って弁償することができる。

（役員の損害賠償責任の免除）
第３１条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９８条において準用する同法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

## 第７章　理事会

（構　成）
第３２条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）
第３３条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び副理事長及び常任理事の選定及び解職

（開　催）
第３４条　理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第３５条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
３　理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の７日前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議　長）
第３６条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠席の場合には理事の互選により決定する。

（決　議）
第３７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の３分の２以上の承認を要する。

（決議の省略）
第３８条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第３９条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
２　前項の規定は、第２６条第３項の規定による報告については適用しない。

（議事録）
第４０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４１条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款第３条、第４条及び第１１条の変更についても適用する。

（解　散）

第４２条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４３条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４４条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第９章　公告の方法

（公告の方法）

第４５条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山陽新聞に掲載する方法による。

## 第１０章　名誉顧問

（名誉会長）

第４５条の２　この法人に、名誉顧問を置くことができる。

２　名誉顧問は、この法人の代表理事経験者であってこの法人の設立及び運営に著しい功績が認められる者を理事会が推薦し、評議員会の決議を経て理事長が委嘱する。

３　名誉顧問は、理事長の求めにより理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

４　名誉顧問は無報酬とする。ただし、前項に定める場合にあっては第３０条第２項を準用するものとする。

## 第１１章　事務局

（設置等）

第４６条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

（書類及び帳簿）

第４７条　主たる事務所には、第８条第２項に定めるもののほか、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)　資産台帳及び負債台帳

(2)　理事会及び評議員会の議事に関する書類

(3)　認可等及び登記に関する書類

(4)　収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(5)　その他必要な書類及び帳簿

２　前項第１号から第３号の書類は永年、第４号の帳簿及び書類は１０年、第５号の書類及び帳簿は１年保存しなければならない。

## 第１２章　補　則

（委　任）

第４８条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成２４年４月１日設立登記）

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は福武總一郎及び本田茂伸とし、業務執行理事は宮野正司とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

臼井洋輔、大倉徹彦、鍵岡正謹、片山浩子、越宗孝昌、島津義昭、下妻道郎、福武美津子、松本芳範

附　　則

この改正は、平成２７年６月１３日開催の評議員会で定款第１９条第２項第３号の規定に基づく同意の決議があったときから施行する。（第１０章の追加）

別表　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第５条関係）

| 財産種別 | 場所・物量等 |
|---|---|
| 投資有価証券 | 株式会社ベネッセホールディングス株式　１５０万株 |
| 預　　金 | ２３５，０００，０００円 |